

制度名	省エネ・省 CO ₂ 設備導入補助制度
制度概要	市内の中小企業者の皆さまを対象に、新たに太陽光発電設備をはじめとする新エネルギーの導入や省エネルギー改修を行った際の経費の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象事業者】 ・市内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に定める会社 ・過去5年以内に本補助金の交付を受けていない会社 【補助対象事業】※次のすべてを満たす事業を対象とします。 ①補助対象となる経費が、50万円以上であること。 ②申請時において工事等（契約や発注含む）が未着手であり、かつ、申請年度の3月15日までに支払いも含めて事業が完了すること。 ③省エネルギー改修による効果が、補助対象経費100万円あたり年間2 t CO₂以上であること。 ④新エネルギー導入による効果が、補助対象経費100万円あたり年間1 t CO₂以上であること。
補助金	次の金額の合計で、300万円を限度とします。（どちらか一方でも可） ①太陽光発電システム：モジュール最大出力1kWあたり12,500円 ②その他の設備：導入に要した経費のうち、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）
補助対象経費	設計費・本工事費・付帯工事費・機械器具費・測量費及び試験費 ※消費税額は対象となりません。 ※他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄附金その他の収入がある場合は、対象経費から除外します。
補助対象設備	・新エネルギー利用設備 太陽光発電システム、太陽熱利用、バイオマス発電・熱利用など ・省エネルギー改修 LED照明・高効率空調設備・地中熱利用などの省エネルギー設備、窓の二重化、床・壁・天井・屋根の断熱化（遮熱フィルムや遮熱塗料の使用を含む）、高機能換気設備（全熱交換型の換気設備） ※地中熱利用：地中熱とは、浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーです。大気の温度に対して、地中の温度は地下10～15mの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなります。そのため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行います。 ※設備の導入による二酸化炭素の排出削減効果を客観的に把握できるものに限り、 ※法定耐用年数が5年以上あるか、メーカーもしくは販売店の5年以上の保証が必要です。
応募方法等	予算の範囲内で募集しておりますので、市指定の交付申請書・事業計画書・収支予算書・企業概要書に加え、必要な書類を添えて、担当窓口までご持参ください。 ※申請を検討される方は、事前に担当窓口までお問い合わせください。
担当窓口	産業環境部 環境政策課 政策係(本館8階) TEL：072-620-1644
インターネット検索	茨木市 省エネ 検索

環境教育ボランティアを活用し、職場内研修を実施しませんか

茨木市では、自然・省エネ・ごみ減量・地球温暖化など、それぞれが得意とする環境の分野について、講師として研修会を実施できる方に「環境教育ボランティア」として登録いただいております。さまざまなテーマに対応することができます。

職場における研修会の実施を希望される際には、下記担当窓口にお問い合わせいただければ、市が講師との日程調整等を行いますので、ぜひともご活用ください。

【担当窓口（部課係名）】

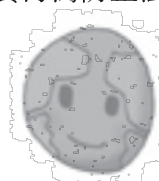
産業環境部 環境政策課 推進係（本館 8 階）

TEL：072-620-1644



「公害関係法令・専用水道等に関する相談」について

環境保全課指導係では公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、浄化槽法、PRTR 法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、茨木市生活環境の保全に関する条例）、専用水道等について基準、届出、対策等に関する相談を受け付けています。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。



【担当窓口（部課係名）】産業環境部 環境保全課指導係（本館 8 階） TEL：072-620-0024

「いばらき環境（エコ）ポイント」協賛事業所を募集しています

茨木市では、いばらき環境（エコ）ポイント事業の趣旨に賛同し、ポイント発行対象の行動や、抽選会の景品提供をいただく協賛事業所を募集しています。

※いばらき環境（エコ）ポイント事業とは

市民が環境に配慮した行動を実施した際にポイントを発行し、貯まったポイントに応じて抽選に参加できる事業です。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 環境政策課 推進係（本館 8 階）

TEL：072-620-1644

「事業系ごみの減量」についての出前講座

事業系ごみの自己処理原則と減量化・リサイクルなどについて説明します。

「エコショップ認定制度」

廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を茨木市エコショップとして認定し、市内事業者のこれらの取組を支援するとともに、環境にやさしい店づくりを市民に周知することにより循環型社会の形成を推進することを目的とする制度です。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

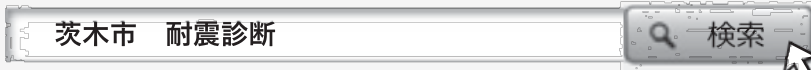
【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 環境政策課 資源循環係（本館 8 階）

TEL：072-620-1644

制度名	民有地緑化事業補助制度
制度概要	新たに道路沿いに植え込みや生垣を植栽、または、道路から眺望できる壁面を緑化する事業者に、その費用の一部を補助する制度です。
補助対象等	【補助対象者】 茨木市において事業所・事業所等の敷地を所有し、又は使用する事業者の方。（売買、賃貸等を目的とする場合を除く。） 【補助対象事業】 ○接道緑化 道路（幅員 2m 以上）と敷地との境界から 1.5m 以内に、新たに樹木を植栽する場合。道路にはみ出している生垣を改良する場合及び既存のブロック塀やフェンス等を撤去して樹木を植栽する場合も含まれます。 ○壁面緑化 市街化区域内の道路（幅員 4m 以上）に面する敷地で、道路から一般的に眺望できるブロック塀やフェンス等、または、建築物及び擁壁の壁面等をつる性木本植物で新たに緑化する場合。 ※各事業に詳細な設置要件があります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
補助金額等	次に掲げる額のうちいずれか少ない額。 ○接道緑化 ①植栽設置に要する経費の 2 分の 1。 ②10 万円 ブロック塀等を撤去して樹木を植栽する場合は、撤去費用の 2 分の 1（上限 5 万円）を加えた額です。 ○壁面緑化 ①壁面緑化に要する経費の 2 分の 1。 ②10 万円 ※各事業に詳細な算定基準があります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
交付申請等	事前申請 です。必ず工事の 着工前 に担当窓口までご相談ください。
担当窓口	建設部 公園緑地課 みどり推進係（南館 4 階） TEL：072-620-1654
インターネット検索	茨木市 民有地緑化 検索

3 建築物耐震等関連制度

制度名	民間建築物の耐震診断補助制度
制度概要	建築物の耐震診断を行おうとする事業者の皆さまに、耐震診断費用の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象となる建築物】 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された店舗、工場、事務所などで「茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱」第 3 に規定された補助対象建築物 【補助対象者】 建築物の所有者
補助金額	○特定建築物：診断費用の 2 分の 1（上限 100 万円） ※詳細は窓口までご相談下さい。
手続き等	○事前相談⇒補助申請⇒診断⇒結果報告⇒補助金の受け取り ・申請前に耐震診断を実施されますと補助が受けられません。 ・増改築された場合は、補助を受けられないことがあります。 ※詳細は窓口までご相談下さい。
担当窓口 （部課係名）	都市整備部 居住政策課 推進係 （南館 5 階） TEL：072-655-2755
インターネット検索	

「建築相談会」

住宅や病院、店舗など不特定多数の方が利用される建築物、分譲マンションの耐震診断・

耐震改修、修繕、建替え等に関する相談を受け付けております。

- 【相談日】** 奇数月 第 3 木曜日 午後 1 時～4 時
【相談場所】 市役所 南館 1 階 市民生活相談課
【費用】 無料
【申込】 必要

※詳しくは下記担当窓口にお問い合わせください。

- 【担当窓口（部課係名）】**
 都市整備部 居住政策課 推進係 （南館 5 階）
 TEL：072-655-2755

◆ その他のお知らせ

① 会社のPR活動にご活用ください

茨木市では、市の新たな財源の確保及び事業の経費節減を図り、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的に発行物等を活用した広告事業を実施しています。

《主な広告事業と募集時期》

- ◎随時：広告付き番号案内システム、広告付き周辺地図案内板、市役所等窓口用封筒、
広告付き庁舎案内端末、市ホームページバナー広告、図書館壁面パネル、
新刊雑誌カバーステッカー等
- ◎期間限定：広報誌、各種冊子類、各種公用封筒など

また、市が募集する広告事業の情報をEメールでお知らせする「茨木市広告情報メール配信サービス」を実施しています。詳細と最新情報はホームページをご覧ください。

インターネット検索：

② 事業者等の提案を募集しています

事業者の皆さんから、以下2つの類型を対象に市と事業者がもつ強みや資源を活用した連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等が図られる提案を募集しています。

- 1 協働型提案：CSR活動を通じた地域課題解決
- 2 契約型提案：①市有財産を有効活用する提案
(市の未利用地等への出店、ネーミングライツ事業、省エネ改修など)
②①以外の事業者によるソリューション提案

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】

企画財政部 政策企画課 企画連携グループ（本館3階）

TEL：072-620-1605 Mail：kouminrenkei@city.ibaraki.lg.jp

インターネット検索

③ ふるさと寄附金返礼品協力事業者を募集します

茨木市では、本市の魅力や特産品等を広くPRするため、市外在住の寄附者へお礼の意味を込めて返礼品（商品やサービス）を贈呈しています。

そこで、より多くの市外の方に、茨木市に興味と愛着を持っていただくため、返礼品の提供に協力いただける事業者を募集します。

食品・物販・体験サービスなどジャンルは問いません。全国に販路を広げてみませんか？（商品代・配送料などは市で負担します。）

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】

企画財政部 まち魅力発信課 魅力発信係（本館3階）

TEL：072-620-1602

インターネット検索：

④ロケーション撮影協力施設を募集しています

市では、映画やドラマなどのロケーション撮影誘致のため、市内でロケ地としてご協力いただける施設等を募集しています。

あなたの会社やお店、お家などを映像に残してみませんか？

ご興味のある方はぜひご応募ください！

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】

企画財政部 まち魅力発信課 魅力発信係（本館3階）

TEL：072-620-1602

インターネット検索：

⑤企業等資料・情報の提供

業界動向等を調べるための専門書や、データベースによる新聞記事、法情報、官報、企業情報、大阪府内の商圈分析レポート等の提供及び相談を行っています。

図書館ホームページからも調査・相談の申し込みが可能です。（e-レファレンス）

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】

教育委員会 教育総務部 中央図書館 資料係（茨木市畑田町1番51号）

TEL：072-627-4129

インターネット検索：

⑥ビジネス書要約サービス「フライヤー」の提供

自分のスマホやタブレットから中央図書館、茨木市文化・子育て複合施設おにクルのWi-fiに接続してフライヤーのサイトにアクセスすると、約3,900冊のビジネス書の要約を読むことができます。ぜひご利用ください。

【担当窓口】

教育委員会 教育総務部 中央図書館 資料係（茨木市畑田町1番51号）

TEL：072-627-4129

インターネット検索：

⑦LGBTQ フレンドリー企業登録制度

茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言に賛同し、性の多様性の理解促進等に取り組み、一定の基準を満たす市内事業所を「茨木市 LGBTQ フレンドリー企業」として登録します。

登録された事業所は、認定ロゴマークの利用や、市ホームページでの紹介、ハローワークの求人票の求人に関する特記事項欄に「茨木市 LGBTQ フレンドリー企業」であることを掲載できます。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】

市民文化部 人権・男女共生課 男女共生係（本館2階） TEL：072-620-1640

インターネット検索：

⑧市施設の利用について

- 茨木市には、事業所の皆さまが利用できる施設が整備されています。
 - 社内研修や就職面談などの会場として、是非、ご活用ください。
 - 主な施設をお知らせしますので、会議室の利用料金や施設概要などについては、各ホームページをご覧ください。
 - なお、使用内容によっては一定の制限がありますので、ご注意ください。
- ※新型コロナウイルス感染症対策等で休館中の場合もありますので、事前の確認をお願いいたします。

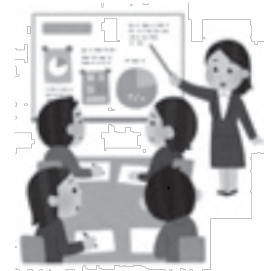
【茨木市文化・子育て複合施設おにクル】 駅前三丁目 9-45
おにクルみらい（指定管理者）
TEL: 072-631-0296

【市民総合センター（クリエイトセンター）】 駅前五丁目 6-16
（公財）茨木市文化振興財団（指定管理者）
TEL: 072-624-1726

【男女共生センター ローズ WAM】 元町 4-7
市民文化部 人権・男女共生課 男女共生センター ローズ WAM
TEL: 072-620-9920

【豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター】
・豊川いのち・愛・ゆめセンター 豊川四丁目 4-28
TEL: 072-643-2069
・沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 沢良宜浜三丁目 12-19
TEL: 072-635-7667
・総持寺いのち・愛・ゆめセンター 総持寺二丁目 5-36
TEL: 072-626-5660

【生涯学習センター きらめき】 畑田町 1-43
市民文化部 文化振興課 生涯学習センター きらめき
TEL: 072-624-8182



【コミュニティセンター】
市内には、さまざまな活動で利用することができるコミュニティセンターが18か所あります。詳細は、地域コミュニティ課（TEL: 072-620-1715）又は各コミュニティセンターにお問い合わせください。

⑨企業と市民活動のマッチング

市民活動センターにおいて、CSR等での社会貢献を考える企業と、市民活動（市民による自主的で公益的な活動）のマッチングを図ります。

【例】地域の清掃活動を考える企業と、川の清掃ボランティア団体
食料品提供を考える企業と、子ども食堂を運営する団体
地域イベントへのボランティアスタッフ提供を考える企業と、イベント開催を予定している団体
農産物等の地産地消（社内食堂メニューや社内販売など）を考える企業と、市内団体との新たな活動の検討
など、詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
市民活動センターきゃぱす（おにクル7階）
TEL: 072-623-8820

⑩産業情報サイト「あい・きゃっち」の活用について

市内事業所の皆さま（企業等）の情報を発信することにより、市内産業の発展と消費者等の利便性向上を図ることを目的とした「情報発信サイト」を開設しておりますのでご活用ください。

なお、登録や情報発信に関して、費用はかかりません。

事業所の皆さまが、同サイトで情報を発信するには、「あい・きゃっち」のホームページ「新規事業所登録」からお申し込みください。

ホームページ <https://www.i-catch.city.ibaraki.osaka.jp/>

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 総務係（本館 7 階）

TEL：072-620-1620

インターネット検索：



⑪企業における人権問題研修等に係る支援・いばらきにじいろ相談について

○人権教育・啓発に関する教材等をお貸しします

人権研修・学習等に活用してもらえよう、人権に関するビデオ・DVDを無料で貸出しています。

【担当窓口】

市民文化部 人権・男女共生課 啓発係（合同庁舎 6 階）

TEL：072-622-6613

○いばらきにじいろ相談

性的マイノリティに関する電話相談を実施しています。

職場の関係者からのご相談にも対応しています。

毎月第 4 土曜日 15～20 時 TEL：080-4668-9510

【担当窓口】

市民文化部 人権・男女共生課 男女共生係（本館 2 階）

TEL：072-620-1640

⑫統計情報の提供について

毎月 15 日前後に、前月末時点の人口・世帯数をホームページ上で公表しています。

また、各種統計資料をホームページにて掲載していますが、希望される方には各種統計冊子、帳票の写しの交付を有料で行っています。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

総務部 総務課 統計係（本館 3 階）

TEL：072-620-1611

⑬茨木地区人権推進企業連絡会について

企業の相互連携を図り、企業の立場から主体的に人権問題に関して幅広い啓発活動を進めるため、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所が結集し、茨木市、茨木公共職業安定所、大阪企業人権協議会等との関係機関と協力しながら、人権問題研修会を中心に活動を行っています。

会員になると、下記の優遇を受けることができます。※年会費があります。

○人権関連の研修会への参加補助

- ・推進員研修
- ・従業員対象研修（管理者・一般職員・新入社員）

○人権啓発教材（DVD）による社内研修ができます。

ハラスメント、企業活動のCSR、同和問題、障害者問題、メンタルヘルスなど、多分野のDVDを取り揃えています。

※研修用にプロジェクターも貸出しています。

○その他の活動

- ・就職差別撤廃月間啓発街頭キャンペーン（6月）

人権を大切にした
職場づくりを
目指します

【担当窓口】

産業環境部 商工労政課 労働福祉係（本館7階）

TEL：072-620-1620

インターネット検索：



⑭ブロック塀等撤去事業補助制度

危険なブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路等利用者の安全確保等に資するため、所有者が撤去する工事に対し、その費用の一部を補助します。

【補助対象者】

ブロック塀（コンクリートブロック、万年塀、れんが造、石塀など）の所有者

※補助要件については担当課にお問い合わせください。

【補助金額】

①茨木市教育委員会が指定した通学路に面している場合：30万円

②その他道路等に面している場合：20万円

【担当窓口】

建設部 建設管理課（南館4階）

TEL：072-620-1650

⑮障害者雇用をお考えの事業主様へ

<事業主様へのサポート>

障害者を雇用するなかで、「どのように接したらいいの?」、「仕事を教えるにはどんなことに気をつければいいの?」等、就労している方の支援の方法や障害についてわからないことがありましたら、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園、茨木・摂津就業・生活支援センターなど関係機関と協力し、アドバイス等をさせていただきます。

<共同受注>

企業様からアウトソーシングされた仕事（組立作業・封入作業等）を内容に応じて茨木市立障害者就労支援センターかしの木園が、市内障害福祉サービス事業所等にマッチングしますので、アウトソーシングをお考えの企業様はご連絡ください。

「障害についての理解を深めたい」

「働く意欲のある障害者の方についてもっと知りたい」 等

下記あてに、お気軽にご相談ください。

【担当窓口（部課係名）】

福祉部 障害福祉課 計画推進係 （南館2階⑰番窓口）

TEL：072-620-1636

茨木市立障害者就労支援センター かしの木園

TEL：072-626-5910

茨木・摂津 就業・生活支援センター

TEL：072-665-7670

⑯働きやすい職場づくりに取り組み、企業のアピールをしませんか

市では、ワークライフバランスの推進や、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進等に取り組み、一定の基準を満たした事業所を「茨木市働きやすい職場づくり推進事業所」として認定する制度を実施しています。

認定を受けられた事業所には、認定期間中、次のようなメリットがあります。

- ・広報誌や市ホームページ、茨木市産業情報サイト「あい・きゃっち」で事業所をPRします！
- ・市の就職支援イベントで、貴事業所を紹介しますので、求職者の増加や、優秀な人材確保が図れます！
- ・ハローワークの求人票の裏面に、茨木市働きやすい職場づくり推進事業所である旨を記載できます！
- ・茨木市正規雇用促進奨励金が増額されます！

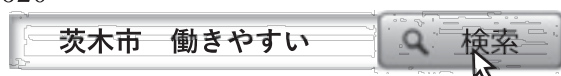
ぜひ、認定に向けて働きやすい職場づくりに取り組んでみてください。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 労働福祉係 （本館7階）

TEL：072-620-1620

インターネット検索：



⑰茨木市勤労者互助会のご案内

茨木市勤労者互助会は、事業所単独では実施困難な勤労者の福利厚生の実施や雇用の安定を目的に多彩なサービスを提供しています。パートタイマーの方も利用できますので、ぜひご利用ください。

○会費 一人につき月額 500 円（※原則、会員の 2 分の 1 以上は事業主の負担で、事業主が負担された会費は、税法上、損金または必要経費として処理可）

【サービスの一例】

○共済給付金 結婚：40,000 円、子の出生：16,000 円、
子の小・中学校入学：12,000 円など

○福利厚生事業

宿泊・レジャー施設等の優待・割引、テーマパーク補助（USJ、東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、大阪・関西万博）、
人間ドック受診費用補助、各種講習会

【問合せ先】

茨木市勤労者互助会（茨木商工会議所内） TEL：072-622-6631

インターネット検索：

⑱就労に課題を抱える方々の一步を応援しませんか

市では、仕事が長く続かない、家庭の事情等で就労に制限がある、ひきこもりや長期不就労状態で働く自信がない等、就労に課題を抱える方々に対する支援を行っています。

就労支援員や総合相談員などの支援者が、事業者と当事者との間の調整、必要に応じた定着支援、技能実習生等外国にルーツを持つ方への生活支援など、一人ひとりの状況に合った伴走支援を行うことで、早期離職を予防し、「貴重な人材」として社会で活躍していただけるよう応援しています。

雇用の受け入れや、就労されている方の支援の方法等について、わからないことがありましたら、ぜひご相談ください。

【担当窓口（部課係名）】

市民文化部 人権・男女共生課 各いのち・愛・ゆめセンター

⑲合同就職面接会のご案内

事業主の皆さまの人材確保を支援するため、ハローワーク、茨木商工会議所と連携し、「合同就職面接会」を開催しています。

会場内に企業ごとのブースを設け、求職者と直接採用面接を行っていただきます。参加費・紹介料はかかりません。ぜひ、人材確保の機会としてご利用ください。

開催時期 7 月・10 月（一般向け）・11 月（障害者向け）など

参加方法等詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

産業環境部 商工労政課 労働福祉係（本館 7 階）

TEL：072-620-1620

⑱健康づくり出前講座

健康づくりのための従業員向けの出前講座に出張しています。
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

健康医療部 健康づくり課 健康増進係（保健医療センター）
TEL：072-625-6685

インターネット検索：

⑳ゲートキーパー養成講座

自殺防止のための正しい知識を持つために、講義とロールプレイで学びます。
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

健康医療部 健康づくり課 健康増進係（保健医療センター）
TEL：072-625-6685

インターネット検索：

㉑消費生活センター出前講座

消費生活に関する知識の普及や消費者トラブルの未然防止などのため、市内事業所の社員研修等に講師を派遣します。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

市民文化部 市民生活相談課 消費生活係（市役所南館1階）
TEL：072-624-0799

インターネット検索：

㉒市ブランドメッセージ（ロゴ）の活用を

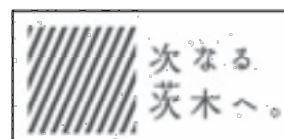
市では、ブランドメッセージ「次なる茨木へ。」を職員の名刺や歩道の街路灯フラッグなどに活用し、市内外へのシティプロモーションに取り組んでいます。

ブランドメッセージの持つ次へ向かっていくイメージに共感していただき、名刺やパンフレット、各種商品などにご活用ください。

【担当窓口】

企画財政部 まち魅力発信課（本館3階）
TEL：072-620-1602

インターネット検索：

茨木市の企業支援係では、企業の皆さまからのご相談をお待ちしております。

お気軽にお問い合わせください！

【茨木市 産業環境部 商工労政課 企業支援係】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号（本館7階）

TEL:072-620-1620 FAX:072-627-0289

E-mail: kigyousien@city.ibaraki.lg.jp



インターネット検索

茨木市 商工労政課



検索



【お役立ち帳（本リーフレット）ご利用にあたって（ご注意願いたいこと）】

- ※ このリーフレットでは、令和7年度（2025年度）に、市が実施している補助金制度等の概要をとりまとめています。予算の範囲内で行っている事業があるため、制度によっては、対象要件を満たしても補助金等の交付を受けることができない場合があります。
- ※ 情勢の変化等により、年度途中においても制度が変更することもありますので、申請や必要な手続等を進めるに際しては、直接、担当窓口にご相談ください。

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

令和7年（2025年）6月作成

このリーフレットは、180部作成し、1部あたりの単価は597.85円です。

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。